

宇治田原都市計画地区計画の決定（宇治田原町決定）

都市計画銘城台地区地区計画を次のように決定する。

（平成16年6月23日告示）

名	称	銘城台地区 地区計画							
位	置	京都府綴喜郡宇治田原町銘城台の一部							
面	積	約11.1ha							
地区の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、宇治田原町西部地域、国道307号沿いに位置し、民間開発により基盤整備がなされている戸建住宅地区である。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、周囲を取り巻く緑豊かな自然環境と調和した良好な市街地環境を形成し保全することを目標とする。</p>							
	土地利用の方針	当地区は、戸建専用住宅地を主体とした土地利用を図る。							
	建築物等の整備の方針	<p>戸建専用住宅を主体とした良好な居住環境と街並みを創出し、保全するため、建築物等の用途の制限、建築物等の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさく等の構造の制限を定める。</p>							
地区整備計画	地区整備計画の区域の面積	約11.1ha							
	建築物等に關する	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">地区の細区分</td> <td>細区分の名称</td> <td>A地区 (戸建専用住宅地区)</td> <td>B地区 (店舗併用住宅地区)</td> </tr> <tr> <td>区域の面積</td> <td>約10.4ha</td> <td>約0.7ha</td> </tr> </table>	地区の細区分	細区分の名称	A地区 (戸建専用住宅地区)	B地区 (店舗併用住宅地区)	区域の面積	約10.4ha	約0.7ha
地区の細区分		細区分の名称		A地区 (戸建専用住宅地区)	B地区 (店舗併用住宅地区)				
	区域の面積	約10.4ha	約0.7ha						
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建専用住宅</p> <p>(2) 戸建併用住宅で、建築基準法施行令第130条の5の3に定める用途を併用するもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものを除く。</p> <p>(3) 店舗、飲食店で、建築基準法施行令第130条の5の3に定める用途を併用するもの。ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるものを除く。</p> <p>(4) 診療所（住宅を兼ねるものを含む。）</p> <p>(5) 病院（住宅を兼ねるものを含む。）</p> <p>(6) 巡查派出所、公衆電話所その他公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4の各号に定めるもの。）</p>							

事		(7) 前各号の建築物に附属するもの。(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
項	建築物等の敷地面積の最低限度	(1) 165㎡ (2) 前号の規定は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築物で建築基準法施行令第130条の4の各号に定めるものの画地については適用しない。
	建築物等の高さの最高限度	10m
	壁面の位置の制限	建築物の外壁の面又はこれに代わる柱の面から道路境界線(道路の角切り部分を除く。)までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、以下のとおりとする。 (1) 幹線道路 2.0m (2) 区画道路 1.5m (3) 隣地境界 1.0m 上記の規定は、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。 (1) 出窓、玄関ポーチ及びそれらに類する用途に供するもの。なお、これらのものに支柱等を設ける場合にあっては本数を2以下、支柱間の距離が3m以下のもの。 (2) 簡易なカーポート、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のもの。 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要な建築物(建築基準法施行令第130条の4第4号及び第5号に定めるもの。)
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠については、すぐれた都市景観の形成と周辺環境との調和に寄与するものとする。 戸建専用住宅及びこれに附属するものについては、屋外広告物を設置してはならない。 その他の用に供する建築物等の屋外広告物は、京都府屋外広告物条例の許可の基準に適合し、その位置は、幹線道路境界線より2.0m以上、区画道路境界線より1.5m以上後退しなければならない、かつ、自己用のものに限る。
	かき又はさく等の構造の制限	敷地境界に設置するへいその他の囲いは、次の各号の一に掲げるものとする。 (1) 生け垣 (2) 地盤面からの高さが2mを超えないもの。 ただし、幹線道路面については、店舗、飲食店に限り、へいその他の囲いを設置してはならない。区画道路面については、0.6m幅以上の生け垣とする。

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、戸建て住宅地を中心に土地利用が行われている本地区において、地区計画を定めることにより、良好な居住環境の形成を図ろうとするものである。